

第二種免許等の受験資格が緩和されます！

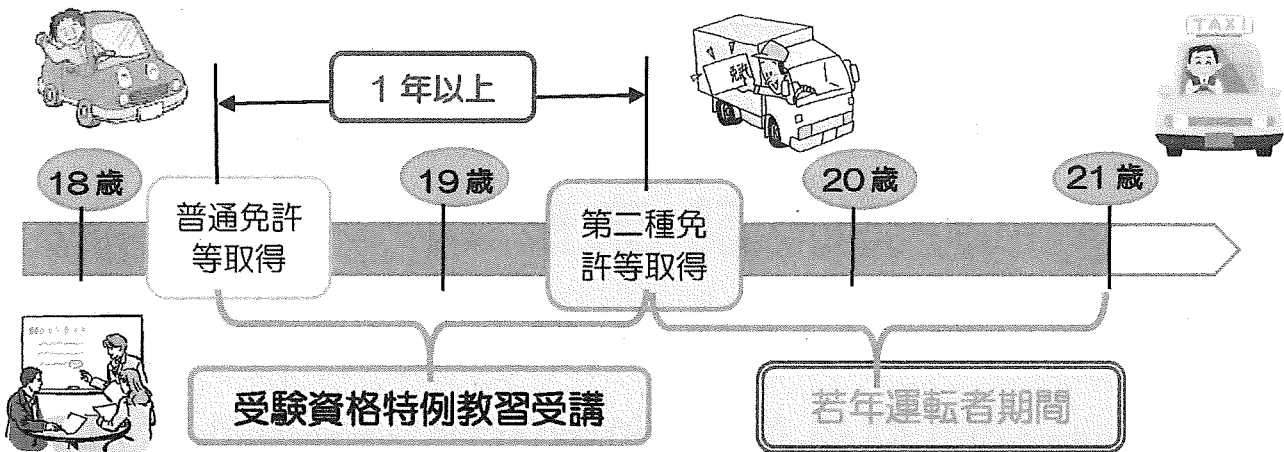
令和4年5月13日施行

- 受験資格特例教習を修了した方で、年齢19歳以上、普通免許等1年以上保有していれば第二種免許、大型免許、中型免許を受験することができます。
- 21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に基準に該当する違反を行った場合は、若年運転者講習の受講が義務付けられます。

基本

【受験資格】

- 第二種免許、大型免許
21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- 中型免許
20歳以上かつ普通免許等保有2年以上



注意

- 若年運転者講習を受講しなかった場合や受講後に再び基準に該当する違反等を行った場合は、特例取得免許は全て取り消されます。
- 若年運転者期間中に特例取得免許を取り消された場合は、21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間、特例を受けて第二種免許、大型免許、中型免許を取得することはできません。
(21歳(中型は20歳)に達した後であれば、取得できます。)

受験資格特例教習とは

年齢、経験で培われる自己制御能力、危険予測・回避能力を養成するための教習です。

【学科、技能教習 36 時限】

若年運転者講習とは

運転免許取得後、本来の年齢要件に達するまでの間に該当する違反を行った場合に受講が義務付けられているもので、再度自己制御能力などを養成するものです。

【2日間 9時間 実施】

問合せ先

滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部交通部運転免許課）

〒524-0104 守山市木浜町 2294 番地

077-585-1255（代表）

